

和歌山県 経営支援資金 観光関連緊急対策枠

制度概要

和歌山県は、県中小企業融資制度に3年間無利子・全期間保証料減免の新型コロナウイルス感染症対応枠（別チラシ）に加え、5月20日より観光施設を営む事業者をより一層支援するため、**1年間無利子・全期間保証料免除の観光関連緊急対策枠**を設けました。

対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証※1のいずれかの認定を受け、かつ、観光施設を営む観光関連事業者※2**

※1

売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。

- セーフティネット4号 20%以上減少
- セーフティネット5号 5%以上減少
- 危機関連保証 15%以上減少

※2

以下の観光客向けにサービスを提供する施設を営んでいる中小企業者

- ①宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等）
- ②温泉保養施設（露天風呂、クアハウス等）
- ③交通施設（観光貸切バス、遊覧船等）
- ④休憩食事施設（レストラン、ドライブイン、観光会館等）
- ⑤観光土産品販売施設（土産物屋等）
- ⑥その他（不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設）

全ての対象者について

1年間無利子・全期間保証料免除となります。

※ ただし、条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

その他の融資条件

6月29日より、融資上限が**3,000万円から4,000万円**に引き上げられました。併せて取扱期間も延長

- 融資上限：**4,000万円**
- 資金用途：設備、運転、返済資金（※保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金）
- 融資利率：SN4号・危機関連 1.2%以内 SN5号 1.4%以内
- 保証料率：免除
- 担保等：保証協会及び金融機関の所定の条件による
- 融資期間：10年以内（うち据置期間：SN4号・5号1年以内 危機関連2年以内）
- 取扱期間：**R2.12.31保証申込受付かつR3.1.31融資実行分まで**

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ

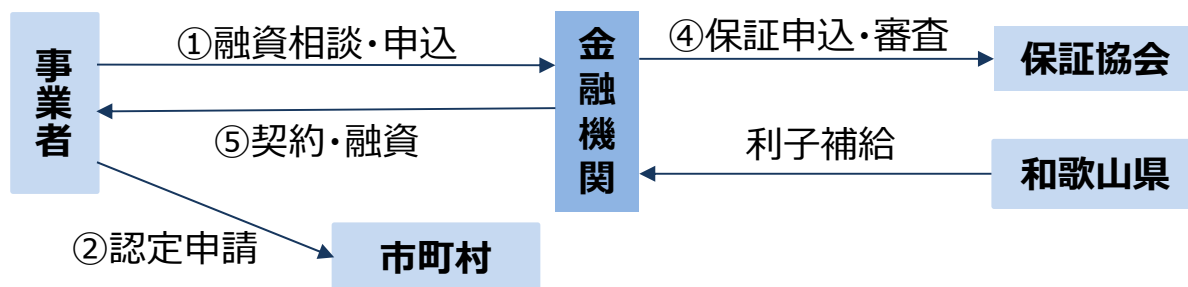


申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

③与信審査・書類準備



保証の認定はどこで受けることができますか？

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定は、売上高等減少要件※1を満たせば、事業所所在の市町村で受けることができます。

※1 売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。

○セーフティネット4号	20%以上減少
○セーフティネット5号	5%以上減少
○危機関連保証	15%以上減少



新型コロナウイルス感染症対応枠と併用できますか？

併用可能で、最大8,000万円まで無利子・保証料減免となります。

ただし、活用する保証制度の保証限度額の内数となりますので、ご注意ください。

(例)

セーフティネットを活用する場合、無担保保証だと限度額8,000万円の内数となります。



施設が対象となるか不明な場合、どこで確認できますか。

施設が対象となる観光施設か不明な場合は、和歌山県で確認します。

確認の申込は、県又は融資を受ける予定の金融機関窓口となりますのでご相談ください。

融資の申込みに関するお問合せは、最寄りの金融機関まで
制度全般に関するお問合せは、和歌山県商工振興課まで(☎073-441-2744)